

タウンミーティング調査委員会 調査報告書（概要）

平成 18 年 12 月 13 日
タウンミーティング調査委員会

タウンミーティング調査委員会(委員長:林芳正内閣府副大臣)では、平成 13 年 6 月の第 1 回以降の全タウンミーティング(174 回)について調査を実施。その結果、判明した事実等は以下のとおり。

調査の基本的考え方等(第 2 回調査委員会(11/17)で決定。後に項目を一部追加。)

【調査の基本的な考え方】

- 細かい法律論や官僚的思考ではなく「社会の常識」にしたがって判断すること。
- 内閣府および関係省庁等に対しては、事実関係を隠さず、潔く認めることを求めること。
- 特に、「国民との直接対話」などタウンミーティングの本旨に反するような事実があれば、その事実を率直に認め、再発防止を期すこと。
- プライバシーの確保など調査の適正な遂行には万全を期すこと。

【調査すべき主な項目】

- 口火を切る発言などの発言の依頼関係
- 発言内容の依頼関係
- 参加の依頼関係
- 謝礼金関係
- 契約関係

(注)本報告書では、調査の対象及び基本的考え方を明らかにした上で、調査の手順及び方法等について具体的かつ詳細に記述し、調査のプロセスの透明性を確保。

基本的な調査方法

以下の方法により、調査をできる限り同時並行的に実施。

- 内閣府タウンミーティング担当室及び官房会計課に現存する資料の精査(注)
- 現在及び過去のタウンミーティング室職員及び会計課職員に対するヒアリング
- 各省庁に対する資料の提出要請及びヒアリング
- 都道府県等に対する資料の提出要請及びヒアリング
- タウンミーティングの運営を請け負った業者(2社)に対する資料の提出要請及びヒアリング
- タウンミーティング参加者及びタウンミーティングの運営に携わった者に対する情報提供のお願い

(注)11月10日時点で関係の資料の保存及び関連電子データの削除禁止等の措置が講じられていた。

【タウンミーティングの運営をめぐる諸問題の背景にあると考えられる事項】

- 事務担当者はタウンミーティングをイベント性重視の事業と理解し、事業本来の趣旨目的の達成や効率的な事業運営の追求よりもイベントとしての外形的な体裁を重視したこと
- タウンミーティングの運營業務が個々の担当者に事実上単独で委ねられていたこと
- 司令塔である内閣府タウンミーティング担当室に、事業に関する基本的な考え方や統一方針が明確な形で存在していなかったこと

1. 発言の依頼

国から一部の出席者に対して発言の依頼(ここでは特定の発言内容の依頼を含まない。)を行った事実が確認されたタウンミーティングは、司会者から紹介されて発言するケースが81回、司会者からの紹介はなく一般の参加者として発言するケースが29回、合計105回(重複する5回分を除く。)であった。

当委員会としての評価

登壇の有無にかかわらず、司会者による紹介の後に発言をする場合、主催者側から事前に発言依頼が行われていたことは聴衆の目からも明らかであると考えられる。ただし、この場合にも、進行の仕方次第では公正さが失われるケースも考えられるため、運営の透明性及び適正性を確保するよう留意することが必要である。

これに対し、司会者からの紹介はなく一般の参加者として発言するケースの場合、運営の透明性及び適正性を確保する観点から検討が必要である。主催者側の事情として、一般の参加者は大きな会場で挙手をし、閣僚と対話するという点について萎縮する傾向が見られることもあるため、会場から発言が全く出ないという事態を回避する観点から、呼び水として口火を切る者を選定しておく必要があったことも事実である。しかしながら、そのやり方として、司会者による紹介等もなく一般の参加者と同じ立場で発言しているかのように装うことは、とりわけ発言の機会を得たいと望んでいた参加者にとっては、不公平、不透明な運営であるとの批判を免れない。

いずれにしても、今後の運営に当たっては、パネラーなど主催者側との間に特別の依頼関係があることが誰の目からも明白な場合を除き、主催者側から特定の参加予定者に対し、会場で発言することを事前に依頼することは厳に慎むべきである。

2. 発言内容の依頼

国から一部の出席者に対して特定の発言内容の依頼を行った事実が確認されたタウンミーティングは、174 回中 15 回(このほか途中で取り消されたもの 1 回)であることが判明()。

上記「1.」の「発言の依頼」が確認された回(105 回)とこの「発言内容の依頼」が確認された回(15 回)の合計は、重複する 5 回分を除き 115 回。

< 発言内容の依頼の事実が確認されたタウンミーティング >

回	開催年月日	開催場所	名称・テーマ
67	14.11. 2	京都府 京都市	大学発タウンミーティング イン 京都 【共催】
85	15. 7.20	神奈川県 横浜市	日本改新タウンミーティング イン JC サマーコンファレンス 2003 ~ 規制改革による日本経済および地域の活性化 ~ 【共催】
100	15.12.13	岐阜県 岐阜市	教育改革 タウンミーティング イン 岐阜 ~ 教育改革の推進と教育基本法の改正 ~
110	16. 5.15	長崎県 長崎市	地域再生 タウンミーティング イン 長崎
111	16. 5.15	愛媛県 松山市	教育改革 タウンミーティング イン 愛媛
124	16.10.30	和歌山県 和歌山市	教育改革 タウンミーティング イン 和歌山
125	16.11.27	大分県 別府市	教育改革 タウンミーティング イン 大分
127	16.12.18	東京都 千代田区	司法制度改革 タウンミーティング イン 東京 ~ より身近で頼りがいのある司法へ ~
129	17. 1.15	香川県 高松市	司法制度改革 タウンミーティング イン 高松 ~ より身近で頼りがいのある司法へ ~
135	17. 4.17	栃木県 宇都宮市	司法制度改革 タウンミーティング イン 宇都宮 ~ より身近で頼りがいのある司法へ ~
139	17. 6.25	石川県 金沢市	司法制度改革 タウンミーティング イン 金沢 ~ より身近で頼りがいのある司法へ ~
146	17.10.23	沖縄県 那覇市	司法制度改革 タウンミーティング イン 那覇 ~ より身近で頼りがいのある司法へ ~
155	18. 3.25	宮崎県 宮崎市	司法制度改革 タウンミーティング イン 宮崎 ~ より身近で頼りがいのある司法へ ~
173	18. 9. 2	青森県 八戸市	教育改革 タウンミーティング イン 八戸
174	18. 9. 2	神奈川県 横浜市	海洋国家・日本を考える タウンミーティング イン 横浜

(注) このほかに、発言内容の依頼が行われたものの、最終的に取り消された事例として、第 122 回(平成 16 年 9 月 12 日)の鹿児島県鹿児島市で開催された「経済連携(EPA / FTA) タウンミーティング イン 鹿児島」がある。

当委員会としての評価

タウンミーティングにおいて、国から特定の内容の発言を依頼することは、国民の側から見れば、一般の参加者と同じ取扱いで発言するケースはもちろんのこと、司会者から氏名・肩書等を紹介されて発言するケースであっても、タウンミーティングに対する信頼性に疑問を抱かせる結果となりかねない。特に、国民の間で議論が分かれている場合などテーマによっては政府の方針を浸透させるための「世論誘導」ではないかとの疑念を払拭できない。

タウンミーティングを広報の場として活用すること自体は内閣と国民の直接対話の一環ととらえることができ、一定の妥当性が認められる。しかし、そのやり方として、政府の考え方に賛成の立場の者に特定の発言を行うよう事前に依頼することは適切ではないと考える。

今回の調査で明らかになった事例には、タウンミーティング室自らが主導したものやタウンミーティング室のアドバイスを受けて関係省庁が主導したものなどいくつかのバリエーションがある。また、依頼した発言の内容も、単に事実関係の確認等に関するものもあれば、それ以外のものもある。いずれにしても、今後の運営に当たっては、主催者側から特定の参加予定者に対し、特定の内容の発言を会場で行うことを事前に依頼することは厳に禁止すべきである。

3. 参加の依頼

国から特に参加の依頼を行った事実が確認されたタウンミーティングの回数は、174回中 71 回(全体の約 4 割)。(これを都道府県別に見ると、47 都道府県のうち 36 都道府県(全体の 3/4 以上))

(単位:回)

	国が参加を依頼	(参考)地方公共団体等が自主的に参加を依頼
応募状況を見て途中から参加を依頼	39	1
その他	32	12
合計	71	13

(注1)「その他」には、特に関心があると考えられる者に対して一般的な呼び掛けを行ったケースや依頼を行った時期が不明であるケースなどが含まれる。

(注2)1 回のタウンミーティングが上表の複数の欄に同時に該当する場合にはそれぞれの欄に計上しており、件数には重複があるため、単純には各欄の数字を合算することはできない。

(注3)上記に加え、国が依頼したのか地方公共団体が依頼したのかが不明のものが 1 件ある。

(注4)「国が参加を依頼」した事例のうち「応募状況を見て途中から参加を依頼」したものの 39 回の中には、地方公共団体において職員旅費を支払っている事例 2 回が含まれている。

当委員会としての評価

調査の結果、国からタウンミーティングへの参加の依頼を行うケースでは、参加者募集の途中段階の応募状況を見て低調だった場合や一般国民にあまり知られていないと思われるテーマで開催する場合等において、イベントとしての見栄えを憂慮して働き掛けを行ったケースがほとんどであることが判明した。これは、タウンミーティング室を中心に、閣僚等が出席する大掛かりなイベントとして相応の規模で開催することを前提にタウンミーティングの運営を考えており、外形的な体裁を重視していたということの一つの証左であると言える。

一般公募の一環として特定の関心が深いと考えられる者や地方公共団体等の関係者に特に参加の呼び掛けを行うケースについては比較的問題は少ないと考えることもできるが、一般公募以外の形で特に参加の依頼を行うケースについては慎重な検討が必要である。なぜなら、こうした特別の依頼を行った結果、本当に参加したいと思っていた者が抽選で外れてしまうこともあり得るのであり、一般公募の趣旨にかんがみると、公平性・透明性の観点から問題のある運営方法であったと言わざるを得ないからである。

また、テーマによっては、例えば、開催地の産業関係者の参集の下、当該地域の地域産業の活性化について討論することを趣旨とするタウンミーティング(第 52 回タウンミーティング イン 葛飾〔NPO 葛飾区若手産業人会と共催で、一般公募は行わなかった。〕)のように、初めから一定の要件に該当する者に特に参加してもらうことが必要なものもある。このような場合には、逆に一般公募とすることは問題であり、初めからそのような者に特に参加を呼び掛けるような公募を行うべきであると考えられる。

いずれにしても、タウンミーティングの本来の趣旨目的を考えれば、広い会場を参加者で埋め尽くすことが重要なのではなく、開催される地域で、住民・国民がどのような意見を持っているか、内閣の政策運営に対してどのような要望を持っているかといった、「対話の内容面」が重視されるべきである。仮に会場の空席が多かったとしても、それ自体が開催テーマに関する国民の関心度合いを示すことになるの見方もできる。そもそも自発的で参加意欲のある者の数を適切に見積もり、その規模に見合った会場で開催するようになればこのような問題は起こらないはずである。

4. 謝礼金の支払

一般の参加者に対し主催者側から発言の依頼を行った事例のうち、謝礼金(1件5,000円)が支払われたのは、25回のタウンミーティングで計65人のみ()。

平成14年度以降の実績。13年度については内訳を確認することができなかった。

当委員会としての評価

まず前提として、司会者やパネラー等への謝礼金については、講演会における講師に対する謝金と同様、公務に対する報酬として許容の範囲内である。

それ以外の一般の参加者について、謝礼金が支払われているのは、上記のとおり主催者側からの依頼を受け、かつ、会場で司会者から紹介されて発言した者である。これらの謝礼金については、イベントに参加して発言してもらうという依頼事項に対する報酬として許容する考え方もあり得るが、一方で、同じ一般の参加者の発言であるにもかかわらず、主催者から謝礼金が支払われる場合とそうでない場合とがあることの合理性の説明が困難であるという問題もある。

いずれにせよ、17年度以降、一般の参加者に対する謝礼金を支払った実績は見られないが、今後ともこうした謝礼金の支払は差し控えるべきであると考えます。

5. タウンミーティングの運営に関する請負契約

(1) 13年度における随意契約に関する問題点

契約内容に関する問題点

開催1回当たりの平均金額が2,200万円()と高額。企画運営費として1人1日10万円等の単価あり。

13年度前期の契約分(広告料を除く。広告料込みでは約2,400万円。)

「さかのぼり契約」の問題

契約書の作成が、実際のタウンミーティングが開催された後に過去に遡る形で行われていた可能性大。

(2) 14年度以降の契約に関する問題点

契約の項目及び単価:

社会一般の常識からは理解しがたい単価の設定がなされていた事実が判明。

< 単価設定に疑問がある項目の主な例及びその単価の推移 > (単位:円)

項目例	14年度		15年度	16年度	17年度	18年度
	前期	後期				
	朝日広告社	電通	朝日広告社			
開催当日の動員関係						
空港・駅での閣僚送迎等	29,000	5,000	15,000	12,000	-	-
会場における送迎等	29,000	5,000	40,000	12,000	-	-
エレベーター手動	29,000	5,000	15,000	12,000	-	-
エレベーターから控室まで誘導	29,000	5,000	5,000	12,000	-	-
各出席閣僚等の個別担当	29,000	5,000	15,000	12,000	-	-
閣僚控室内の連絡要員	29,000	5,000	15,000	12,000	-	-
出席閣僚等送迎対応	-	-	-	-	12,000	25,000
警備員	20,000	18,000	25,000	20,000	15,000	15,000
会場設営、記者会見場設営関係						
受付及びクローク	130,000	50,000	50,000	20,000	20,000	20,000
記者会見場机及び椅子	150,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
場外看板	100,000	30,000	70,000	60,000	60,000	60,000
ステージ上吊り看板	190,000	80,000	80,000	60,000	60,000	60,000
出席閣僚等導線用パーテーション	100,000	40,000	50,000	15,000	15,000	15,000
連絡用フリップ	-	-	20,000	500	4,050	4,050
企画・調整関係						
進行台本作成	100,000	150,000	50,000	100,000	100,000	100,000
内閣府との事前調整	760,000	940,900	428,000	200,000	200,000	200,000
議事録等記録関係						
タウンミーティング議事概要	-	-	50,000	20,000	20,000	20,000
タウンミーティング議事録	36,000	80,000	80,000	100,000	100,000	100,000
タウンミーティングビデオテープ(1本)	58,000	100,000	-	-	-	-

(注) タウンミーティングの運営の請負契約における単価は、表中に掲げたものも含め約130項目にわたる。

単価の変動

請負契約における約 130 項目の単価のうち、前年度と比較して上下に大きく変動した項目が 90 項目以上(全体の約 7 割以上)あることが判明。(上記(2) の表「単価設定に疑問がある項目の主な例及びその単価の推移」にもいくつか掲載。)

一般管理費の取扱い

一般管理費に相当する経費が明示されておらず、「内閣府との事前調整」など他の経費の単価への上乗せがあるものと推測。

(3) 精算業務に関する問題点

精算時における不透明な会計処理

想定外の新たな経費が生じた場合などに、新しく項目を立てず既存の項目の数量に上乗せするという不適切な会計処理が行われていた実態が判明。

< 精算員数の記載が不適切な事例の数 >

(単位:回)

年度	13	14	15	16	17	18	合計
ハイヤーの精算員数の記載が不適切な事例		1		15	19	2	37
ハイヤー以外の項目で精算員数の記載が不適切な事例 (注)			8		11		19

(注) 契約仕様項目以外の追加作業が発生した場合に、請求書に追加項目として明記せず、「舞台」、「照明・音響」、「内閣府との事前調整」など既存の他の項目の員数等を上乗せして精算を行った事例。

チェック体制の脆弱性

タウンミーティングの運営に関する契約の精算業務は極めて脆弱なチェック体制の下で実施されており、請求内容の十分な精査が行われてこなかった可能性大。

当委員会としての評価

タウンミーティング運営請負契約をめぐる上記のような問題について、改善が必要。

6. その他

- タウンミーティングでの発言の国会答弁等への引用状況
- 作為的な抽選を行った事例

教訓と提言

1. 本調査の結果から得られた教訓

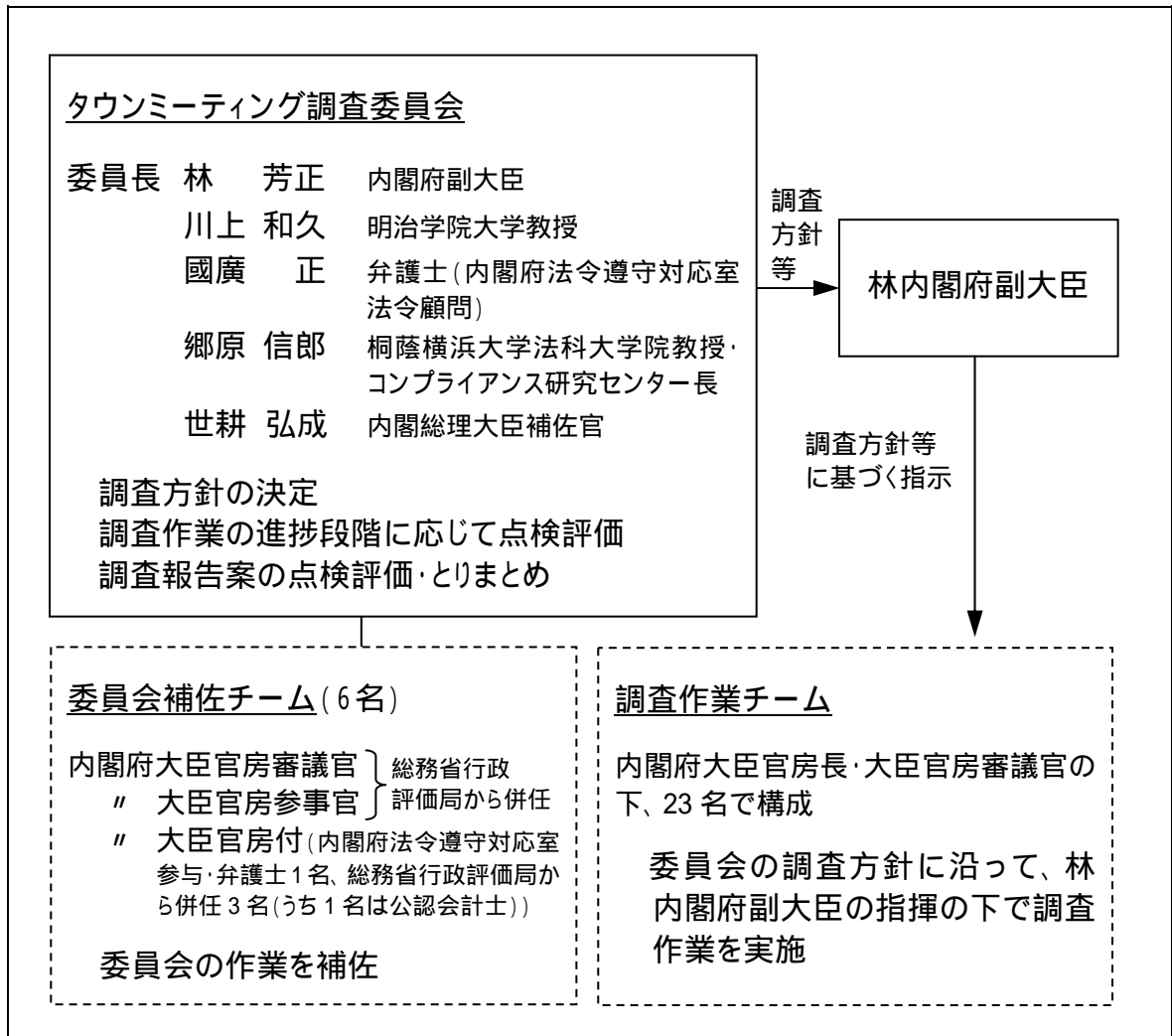
タウンミーティングそのものの理念が内閣府内部で具体化されていなかったこと
タウンミーティングの開催が自己目的化していたこと
政府の側から見た「イベントの成功」が追求されたこと
タウンミーティングの「広聴」としての役割を軽視する傾向が見られたこと
事業の進行を優先するあまり、適正な会計事務の執行についての意識や手続が不十分であったこと

2. タウンミーティング運営の適正化に向けた提言

事業のマネジメントの強化
タウンミーティングの運営面に関する公正性・透明性の確保
開催形態や開催テーマ選定に関する工夫
会計経理の手続面に関する公正性・透明性の確保

(注) 上記のほか、調査委員会の民間委員の補足意見を記載。

(参考1) タウンミーティング調査の実施体制



(注) タウンミーティング調査委員会の活動を支えるとともに、調査の中立性・公正性を確保するため、総務省行政評価局職員など(当初3名、最終的に6名。内訳は、総務省行政評価局5名(うち1名は公認会計士)、弁護士1名。)からなる委員会補佐チームを編成した。

また、調査の実務に直接当たる調査作業チーム(当初20名、最終的に23名。)を内閣府職員により編成した。この調査作業チームについても、調査の中立性・公正性に万全を期す観点から、現在のタウンミーティングの直接の担当者以外の者を充てることとし、タウンミーティングの現在及び過去における運営において、発言内容にあらかじめ指示を与えるなどの不適切な運営に関与していた可能性のある者は含めないこととした。

(参考2) タウンミーティング調査委員会の活動概況

日付	主 な 内 容
11月14日(火)	委員会設置
15日(水)	第1回委員会(初会合): 今後の取組について意見交換
17日(金)	第2回委員会(持ち回り開催) 調査の基本的な考え方及び調査すべき主な項目について委員会決定、公表
20日(月)	第3回委員会 <ul style="list-style-type: none"> 調査状況を確認、今後の調査の進め方を検討 タウンミーティングの参加者及び運営に携わった者から情報の提供を求めることとし、「タウンミーティング調査に関する情報提供のお願いについて」を公表
22日(水)	第4回委員会: 調査状況を確認、今後の調査の進め方を検討
24日(金)	第5回委員会: 調査状況を確認、今後の調査の進め方を検討
24日(金) ~25日(土)	民間委員による各省庁提出資料の点検
27日(月)	第6回委員会 <ul style="list-style-type: none"> 調査状況報告及びその取扱い、今後の調査の進め方を検討 「タウンミーティング調査委員会における調査作業チームの調査状況の報告について」を公表
27日(月) ~29日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 民間委員による各省庁提出資料の点検 各省庁及び内閣府関連部局ヒアリング(民間委員及び補佐チームメンバーが随時参加)
12月1日(金)	第7回委員会 <ul style="list-style-type: none"> 調査状況の確認、報告を含め今後の進め方を検討
4日(月) ~5日(火)	民間委員及び補佐チームメンバーによる内閣府大臣官房会計課の関係資料の点検及びヒアリング 同じく、会計課によるタウンミーティングの運営の請負業者からのヒアリング結果及びその提出資料の点検
6日(水)	第8回委員会: 調査状況の確認、報告書素案審議
7日(木)	民間委員及び補佐チームメンバーによる内閣府大臣官房会計課の関係資料の点検及びヒアリング 同じく、会計課によるタウンミーティングの運営の請負業者からのヒアリング結果及びその提出資料の点検
8日(金)	第9回委員会: 調査状況の確認、報告書案審議
11日(月)	民間委員による報告書案審議
12日(火)	第10回委員会: 報告書概定
13日(水)	第11回委員会(持ち回り開催): 報告書決定、公表